

志摩市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本市において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活力維持及び地域の魅力再発見につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき志摩市地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(地域おこし協力隊の活動)

第2条 地域おこし協力隊は、地域の活力維持及び地域の魅力再発見に資する次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域コミュニティの維持活動
- (2) 地域資源の発掘及び活用
- (3) 地域間交流及び移住・定住に関する活動
- (4) 住民の生活支援
- (5) 地域おこしの支援
- (6) 農林水産業の振興
- (7) その他地域の活力維持及び地域の魅力再発見に資するため必要な活動

(地域おこし協力隊員の任用及び委嘱)

第3条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が任用し、又は委嘱する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等（推進要綱に規定する3大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。）から市内に移し、住民票を異動させた者（任用又は委嘱を受ける前に、既に市内に定住する者及び既に市内に住民票を異動させた者を除く。）
 - (2) 任期満了後に定住する意欲を持つ者
 - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
 - (4) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動できる者
- （隊員の任用及び委嘱の期間）

第4条 隊員の任用及び委嘱の期間は、1年とし、最長3年まで延長できるものとする。

2 任用及び委嘱の期間を延長する場合には、1年ごとに延長することとする。

(隊員の身分)

第 5 条 隊員の身分は、次の各号のいずれかとし、従事する活動内容を考慮した上で、市長が決定するものとする。

- (1) 雇用隊員 市と雇用契約を締結し、第 2 条の活動に従事する隊員をいう。
- (2) 非雇用隊員 市と雇用契約を締結せず、第 2 条の活動に従事する隊員をいう。

(活動に関する経費)

第 6 条 市長は、第 2 条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給するものとする。

- 2 第 2 条に規定する活動に必要な旅費は、志摩市職員等の旅費に関する条例（平成16年志摩市条例第58号。以下「条例」という。）及び志摩市職員の旅費の支給に関する規則（平成16年志摩市規則第58号）の例による。

(賃金、報償、活動時間その他の活動条件及び身分取扱い)

第 7 条 市長は、予算の範囲内で雇用隊員に対しては賃金を、非雇用隊員に対しては報償金を支給する。

- 2 雇用隊員の活動時間その他の活動条件及び身分取扱いについては、嘱託職員取扱要綱（平成16年志摩市訓令第19号）の規定（ただし、第 6 条第 2 項を除く。）による。
- 3 非雇用隊員の活動時間その他の活動条件及び身分取扱いについては、次に定めるとおりとする。
 - (1) 非雇用隊員の報償は、月額165,000円とすること。ただし、活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり8,250円の日割り計算による支給とする。
 - (2) 隊員の活動時間及び日数については、1日につき 8 時間、1箇月につき20日を目途とすること。
 - (3) 報償の支給日は、毎月10日とすること。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。
 - (4) 市長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、活動時間その他活動条件及び身分取扱いに関して必要な事項は、別に定めること。

(隊員の解任)

第 8 条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、

直ちにこれを解任することができる。

- (1) 隊員本人から退任の願い出があった場合
- (2) 隊員としてふさわしくない行為があった場合
- (3) 疾病、事故等により、地域おこし協力隊の活動が継続できなくなった場合
(秘密を守る義務)

第9条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の役割)

第10条 市は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員が活動を行う地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) その他地域おこし協力隊の活動に関して必要な事項

2 市は、隊員が行う活動に必要な住居は、提供するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。